

2010年4月9日

ストーマ装具使用のみなさま

保健福祉部障害福祉課

災害時に備えてのストーマ装具の保管について（お知らせ）

災害時に備え、市内の各市民センター・公民館の協力により、ストーマ装具をお預かりできることとなりました。

下記の保管方法や管理方法などご理解いただける方は、別紙のストーマ装具保管依頼申請書兼同意書に必要事項を記載し、5月14日までに障害福祉課へ返送してください。

- 1 対象者 藤沢市のストーマ装具の支給決定を受けている方で、ストーマ装具保管依頼申請書兼同意書を提出された方
- 2 保管方法 保管希望するストーマ装具を住所、氏名、連絡先を携帯用バック（30cm×20cm×10cm 以下程度の大きさ）に収納し希望する市民センター・公民館へ指定の期日に持参してください。
- 3 受け入れ日時 2010年 6月15日から2010年 6月25日まで  
午前9時から午後4時まで  
（土曜日、日曜日、祝日の受付はできません）

4 ストーマ装具の管理方法

保管するストーマ装具については、1年間ですので次回更新時に新たなものと各自交換してください。また、更新時期以外での交換はできません。

不明なことがございましたら、障害福祉課までお尋ねください。

（各市民センター・公民館では対応いたしません。）

電話 50-3528 FAX25-7822

# ストーマ装具保管依頼申請書兼同意書

2010年 月 日

市民センター・公民館長

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

対象者との続柄 \_\_\_\_\_

(自署または記名押印)

保管場所 \_\_\_\_\_ 市民センター・公民館

次のとおり申請します。なお、当該保管に関する必要な情報を市長が利用することに同意いたします。

災害時に備えて、自己所有のストーマ装具を市民センター・公民館内の倉庫等に保管してください。

保管していただいたストーマ装具については、所有者の自己責任において品質などを管理し、市民センター・公民館は一切の責任を負わないこととし、1年以上交換に訪れないまたは連絡が取れない場合は、廃棄しても異議を申し上げません。また、交換時期については、市民センター・公民館長の指示に従います。